### 第3章 使用済自動車引渡時の具体的な実務

# 2. 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務

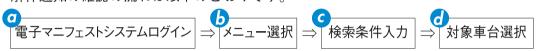
- ・使用済自動車をフロン類回収業者等へ引渡後、破砕業者の引取報告等※が行われた時点で、電子マニフェストシステム上で情報管理センターから引取業者へ使用済自動車が解体された旨の通知[解体通知]が行われます。
- ※具体的には、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際の引取報告または解体業者が解体自動車全部利用者 に解体自動車を引き渡した際の引渡報告のことです。
- ・引取業者は解体通知を確認後、最終所有者に対し永久抹消登録等および自動車重量税還付の申請手続き を行うことが可能となった旨を連絡することになりますので、日々確認を行うようにしてください。

(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)

検索条件入力

対象車台確認

・解体通知の確認の流れは以下のとおりです。



3. 取り扱った車台に関連する情報の閲覧

車台情報の閲覧

雷子マニフェストシステムログイン

3.2 1 車台情報の閲覧

## **b** メニュー選択

引取報告済車台に解体通知がなされているか否かの確認を行うメニューを選択します。

# **c** 検索条件入力

解体通知が行われた月単位 (3ヶ月前まで) での 検索します。

- ②「当月分」をチェックします。
- ③「対象車台検索」ボタンをクリック します。



引渡報告未実施車台の閲覧

本日の解体通知はXX件です。

使用済自動車に関する移動動告状況の閲覧

軽休頭和由台の間製

## **d** 対象車台の確認

解体通知発行済車台の一覧にて 車台を確認します。

④ 最終所有者名・車台番号等を確認後、永久抹消登録等の実務を 行うよう最終所有者に連絡して ください。



# 第4章 引取業者に係るその他の実務

## 1. 確認通知の閲覧

- ・引取工程では、以下の場合に電子マニフェストシステム上で情報管理センターから [確認通知] がなされますので、日々メニュー画面を確認し、赤字でその旨が表示されている場合は、すみやかに対応してください。
  - 1) 自社が引取報告を行った後、30日以内に引渡報告を行わなかった場合
  - 2) 自社が引渡報告を行った後、引渡先が5日以内に引取報告を行わなかった場合
- ・特に、自社が引渡報告済で、引渡先が引取報告を行っていない場合、以下の手順で対応してください。
  - 1) 自社が引渡先へ使用済自動車を本当に引き渡しているか否かを運搬状況も含めて確認する。
  - 2) 使用済自動車を引き渡していなかった場合は、使用済自動車を引き渡し、引渡先にて引取報告 を行うよう要請する。
  - 3) 使用済自動車を引渡し済みの場合は、引渡先の状況(不適正処分等がないか)を確認の上、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。
- ・なお、確認通知が発行された後も一定期間移動報告が行われなかった場合は、情報管理センターは自治体へ「遅延報告」を自動的に送付し、自治体は必要に応じ適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。
- ・確認通知の閲覧の流れは以下のとおりです。



### **b** メニュー選択

### 確認通知の状況を確認する メニューを選択します。

確認通知が行われている場合は、 業務メニュー画面において赤字 でその旨が表示されますので、 該当する「2.1確認通知の閲覧」 ボタンをクリックします。

#### 留意事項

移動報告等の作業の有無に係らず、メニュー 画面については毎日開き、確認通知の発生 状況(赤字)を確認するようにしてください。



# で 遅延車台の確認

### 報告遅延車台の一覧にて車台を 確認します。

車台番号等を確認し、適切な対応を 行ってください。

※必要により画面を印刷しておくと確認 の際に便利です。



### 第4章 引取業者に係るその他の実務

## 2. 後工程の移動報告状況の閲覧

- ・引取業者は、最終所有者から使用済自動車の処理状況について問合せがあった場合には、以下の方法でフロン類回収業者等以降の移動報告状況を確認し、車両がどの事業者にあるか等を回答することが必要となります。
- ・後工程の移動報告状況の閲覧の流れは以下のとおりです。



使用済自動車に関する移動報告 状況を閲覧するメニューを選択 します。

_		XIA Detail
Tra i I d	n + + 41-88++74	
・収り1	扱った車台に関連する情	有報の閲覧
3.1	車台情報の閲覧	1/復報告未実施車台の閲覧
3.2	車台情報の閲覧	解体通知事台の閲覧
		本日の解体通知はXX件です。
	車台情報の閲覧	・ 使用溶白動車に関する移動報告状況の閲覧
3.3	単合1算報の別別様	

## **c** 検索条件入力

### 閲覧する車台の検索を行います。

- 2 検索する方法を選択し、チェックします。
- 3 チェックした方法に該当する番号を入力します。
- ◀ 「対象車台検索」ボタンをクリックします。
  - ※「解体通知未受領分の車台一覧の検索」をチェック した場合は、「対象車台検索」ボタンをクリックした後、 一覧画面から該当車台を選択する手順となります。

電	子マニフェストシステムログイン	$\Rightarrow$	メニュー選択	$\Rightarrow$	検索条件入力	$\Rightarrow$	移動報告状況確認

ニューに戻る)		(d) ログアウト (P 画面印刷 ) ? ヘルブ
. 閲覧実施事業者(自社)情報		
事業所コード 1111111199901	事業者/事業所名 (詳細) 東京販売 (株)	東京営業所
. 移動報告実績のダウンロード		
<b>引取報告実績のダウンロード</b>	ダウンロード	前月1日から本日までの引取報告実績をファイルで取得できます。
引渡報告実績のダウンロード	<b>ダウンロード</b>	前月1日から本日までの引渡報告実績をファイルで取得できます。
. 検索条件入力 ※検索条	中は、必ずいずれかを選択してください。	
〕車台番号で検索		車台番号は半角英数字で入力してください。
・職権打刻番号で検索	[ ]	職権打刻番号は全角文字で入力してください。
う登録番号・車両番号で検索 3	V	全角文字で入力してください。
移動報告番号で検索		半角数字で入力してください。
解体通知未受領分の車台一覧の検索		

## **d** 後工程の移動報告状況確認

#### 検索条件に該当する車台の移動報告状況を確認します。

各工程で引取報告、引渡報告が実施済の場合は「報告済」、 未実施の場合は「一」が表示されますので、この情報をもと に最終所有者へ処理の状況等を報告してください。



以下の画面は車台番号「AA111-0110111」の使用済自動車等が解体工程まで進んでいることを表わす例です。



## 3.料金の照会

・パソコン画面上の流れは以下のとおりです。

資金管理システムログイン メニュー選択 車両検索 料金照会結果

**し** メニュー選択

### 料金照会を行うメニューを選択 します。

 業務メニューの中から、「1.1料 金照会」を選択してクリックします。



す 車両の検索

# 料金照会を行う車両の車台番号と登録・車両番号を入力します。

② 車両の検索は、「車台番号と 登録・車両番号」を用いて行い ます。

車台番号は、下4桁を入力して ください。

登録・車両番号は、登録自動 車か軽自動車の区分を選択し てから入力してください。

職権打刻の場合は、全桁を入力します。

3 車台番号と登録・車台番号の 入力後「検索」ボタンをクリックし ます。

> 登録・車両番号が不明な場合は、 車台番号のみでの検索も可能です。 「単一情報検索」ボタンをクリックし てください。



d -1 料金照会結果(例) ( 料金が預託されて )

### リサイクル料金の預託状況 と料金額を確認します。

- 1 預託状況の欄に「未預託」と表示された車両は、リサイクル料金が全く預託されていない車両です。
- 2 標準装備料金とは、自動車メーカー等が出荷時に把握しているフロン類(エアコン)やエアバッグ類の装備状況により設定した料金です。
- ③「料金通知書」ボタンをクリックすることにより、料金通知書を印刷することができます。
- 資金管理システムログイン 車両検索 料金照会結果 メニュー選択 事業所コート 事業者名 事業所名 引取時 > 料金照会 > 照会結果 (KNES0020) 222022202220 東京販売 (株) 東京販売 (株) 東京営業所 (アメニューに戻る) P 画面印刷 ? ヘルブ お客様にリサイクル料金等を通知するには、「料金通知書」ボタンを押して印刷してください 1. 東西情報 車両区分 登録自動車 リサイクル券番号 1111-1111-111 車台番号 AA111-0110111 登録番号/車両番号 品川500か1111 2. 料金情報 預託状況 2 標準装備料金 シュレッダーダスト料金 エアバッグ類料金 フロン類料金 ¥0,000 情報管理對全 ¥000 ¥000 省全管理制金 フロン券による事前支払 ¥0, 000 승計 ¥00, 000 で 戻る 3 □料金通知書 ) (♂ ログアウト

d -2 料金照会結果(例) (すべて預託済みの 場合

# リサイクル料金の預託状況 と料金額を確認します。

- 預託状況の欄に「預託済」と表示された車両は、リサイクル料金の預託のある車両です。 預託済金額欄に現在預託されている金額が表示されます。
- ②「料金通知書」ボタンをクリック することにより、料金通知書を 印刷することができます。



## 4. 商用車の架装物の扱いについて

商用車を使用済自動車として引き取る場合は、その架装物の扱いについて以下のような注意が必要です。

- 1)自動車リサイクル法対象外となる架装物
  - ・下記の架装物については、シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用などにより 再利用されることが多いことから、自動車リサイクル法の対象外とされています。これらの法対象外架装物に ついては引取義務はなく、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、 そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分03)

### 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置



### コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置



### 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置



### トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置



- 2)自動車リサイクル法対象となる架装物(架装物から発生する ASR の処理費用がシュレッダー ダスト料金に含まれる)
- ・一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、 自動車リサイクル法対象架装物としてASRとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に 含まれています。(車台詳細情報の架装物区分01、02)



・ただし、架装物内の積載物(レントゲン車におけるレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。



- 3) その他処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない架装物
- ・産業機械・重機運搬車などの「荷台の木材」は、シュレッダー業者で処理されることが少なく、シュレッダーダスト(ASR)とならないため、荷台の木材がASRとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていません。そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分03)



### 確認方法

### 現物の目視による確認

使用済自動車の架装物の種類を目視により確認します。



### 架装物判別ガイドライン(仮称)による確認(作成中)

車検証記載の「車体の形状」をキーに、法対象架装物と法対象外架装物の区別や架装物部分がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かについて図解入りで説明する冊子を作成し、別途ご案内する予定です。

### 電子マニフェスト画面またはリサイクル券を利用した確認

電子マニフェストの車台詳細情報画面では架装物区分として下記の番号および記述が表示されています。(ン次ページ「車台詳細情報画面」をご覧ください) また、番号については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目でも確認できます。

(□次ページ「リサイクル券」 をご覧ください)



01:架装物はリサ	↑イクル料金	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとして の処理費用が含まれている車台 (改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス 等
02:架装物の一部 リサイクル料: (マニュアルで	金に含まれる 🤄	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台引取・引渡時にその旨ご留意ください	レントゲン車 ( レントゲン装置 は積載物 )等
03:架装物はリサ		架装物が再利用されたり破砕処理(シュレッディング) されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金に ASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取・引渡時にその旨ご留意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車 等
04:架装物がリサー 含まれている: (マニュアルで	かどうか不明 🧿	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、架装物判別ガイドライン(仮称)で確認が必要な車台架装物判別ガイドライン(仮称)で確認を行い、対応してください	2004年12月31日 までに販売された 車台すべて

### 車台詳細情報画面

市公蚌北						
車台情報	台基本情報	◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオブション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください)				
車台番号 12345678901234567890		運転席 1				
大型	1234567890	助手席	1			
車名	иииииииии	サイド	*			
移動報告番号	123456789012345	カーテン	0			
義務者メーカー名	иииииииии	<b>プリテン</b>	2			
型式指定番号 8530 類別区分番号 089B ◆リサイクル料金預託の有無 フロン類預託 有 エアバッグ類預託 有		◆エアバッグ類 詳細情報				
		一括作動システムへの対応         一括作動システム対応車両です           機械式の部位         シートベルトプリテンショナーのみ機械式を装備している		<b>ਾ</b> ਰ		
				ナーのみ機械式を装備しています		
		その他 1	その他1 サイドエアバッグはオプション装備のため装備を確		ョン装備のため装備を確認して下さい	
		その他2 ◆車台実車装備情報 ◆エアバッ				
				◆エアバッグ類 適正処理情報		
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	1	有		
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	J	CFC	参照	
架装物区分	01:架装物はリサイクル料金に含 まれる	エアバッグ類装備		有		

### リサイクル券



架装物の適正処理を進めるため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体しやすい架装物設計等について、(社 日本自動車工業会および、社 日本自動車車体工業会が自主取組みとして推進中です。

# 5. フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について

### (1)移行の概要

- ・フロン回収破壊法(カーエアコン部分)については、自動車リサイクル法に引き継がれ、(2005年1月1日以降 に引き取られた使用済自動車が対象)、使用済自動車全体として一体的に扱われることになります。 (フロン回収破壊法の登録業者の地位は自動車リサイクル法上の登録業者へ自動的に移行、自動車 フロン券・自動車フロン類管理書は廃止)
- ・他方、自動車リサイクル法施行日(2005年1月1日)より前に引取業者が引取りを行ったカーエアコン付 自動車については、フロン回収破壊法の枠組みでの対応が引き続き必要(自動車フロン券による費用収納 や自動車フロン類管理書も必要)となります。

(フロン回収破壊法の登録事業者としての義務は継続されます)

2004年		2005年1月1日以降		
	フロン回収破壊法 (自動車フロン引取・破壊システム)	自動車リサイクル法 〈自動車リサイクルシステム〉		
	2004年12月31日までに 第二種特定製品引取業者が 引き取ったカーエアコン付 使用済自動車からのフロン類の 回収・引渡し	2005年1月1日以降、 引取業者が引き取った使用済自動車からの フロン類の回収・引渡し		

## (2) 未使用フロン券の取扱い

- ・未使用の自動車フロン券については、原則として料金の払い戻しは行いませんので、一定枚数保有している場合には、引取り台数の状況を勘案しつつ、2004年末に向けて可能な限り保有枚数を使い切る(転売も可能)ようにしてください。
- ・ただし、自動車フロン券の額面金額について、申請に基づいて自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に(車台ごとに)充当できる仕組みも用意する予定です。リサイクル料金への充当については、本年秋頃より、一般の自動車所有者や自動車関連業界に対して(財)自動車リサイクル促進センターから告知や詳細手続きの案内を行う予定です。

対象となる自動車フロン券	未使用のもの(コンビニエンスストア・郵便局で料金を払込み済みで、 自動車フロン類管理書に貼付されていないもの)
充当できる金額	乗用車については1枚分、小型バスについては2枚分、大型バスについては 4枚分の額面を自動車リサイクル法上のリサイクル料金に充当することが可能
申請可能期間	2005年1月1日~2005年6月30日の6ヶ月間
申請書の配布	(財)自動車リサイクル促進センターのホームページや自動車関連団体を 通じて入手が可能となる方向で検討中

※2005年1月1日以降、フロン回収破壊法上の第二種フロン類回収業者に引き渡す必要があるカーエアコン付使用済自動車を有する場合には、すみやかに第二種フロン類回収業者に引渡しを行うようにしてください。


**MEMO**